

參考資料

設置要綱	參考資料 1
委員会名簿	2
傍聴要領	3

令和3年度第1回放課後事業推進委員会

令和3年10月18日

「放課後事業推進委員会」設置要綱

(目的及び役割)

第 1 条 放課後等に学校施設を活用し、自由に安心して遊びや活動ができる場や機会を提供する「放課後等の遊び場づくり事業」及び保護者等が労働等のため、放課後帰宅しても家庭において保護を受けられないことが常態である児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供する「留守家庭子ども会事業」の持続的かつ安定した運営を目指し、事業の評価及び円滑かつ効果的な推進に向けた助言・提案を行うため、「放課後事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）」を設置する。

(組織)

第 2 条 推進委員会は、学識経験者、関係団体の代表者及び事業従事者等のうちから、市長が委嘱した委員をもって組織する。

2 委員は、必要に応じて追加することができる。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年以内とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 推進委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 推進委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちからこれを指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員長は、推進委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることがある。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則としてこれを公開する。ただし、委員長が、会議における審議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであると認めるとき、又は会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるとときは、この限りでない。

(事務局)

第7条 推進委員会の事務局は、教育委員会放課後こども育成課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年7月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(参考資料2)

令和3年度放課後事業推進委員会 委員名簿

役職	氏名	所属等
委員	井上 直美	福岡市教育委員会小学校教育課長
委員	浦川 宣	福岡市立青葉小学校校長
委員	岡 幸江	九州大学 教授
委員	奥田 博子	福岡市PTA協議会 副会長
委員	古賀 彩子	一般社団法人PLAY FUKUOKA代表
委員	山浦 希生	若久小 元気キッズ！若久 事務局代表
委員	山下 智也	きんしやいキャンパス 代表 北九州市立大学 准教授

「放課後事業推進委員会」傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、放課後事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受付)

第2条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議の開催20分前から会議の開催10分前までに受付を行わなければならない。

(定員)

第3条 推進委員会の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、原則として6人とする。

2 傍聴希望者は先着順とし、定員となり次第受付を終了する。

(会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者又は会議を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、推進委員会の会議場（以下「会議場」という。）に入場することができない。

(傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、委員長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、推進委員会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 委員長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、委員長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、委員長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、推進委員会の会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度委員長が定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成23年8月24日から施行する

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する